ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募に対する意見公募の結果について

令和８年３月２６日
経済産業省　ＧＸグループ
資源循環経済課

ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙１のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集を実施した際の省令（案）からの修正は別紙２のとおりです。

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和８年２月６日（金）～令和８年３月８日（日）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：４件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省　ＧＸグループ　資源循環経済課
ＴＥＬ：０３－３５０１－４９７８

【別紙１】御意見とそれに対する考え方

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	判断基準省令の一部改正省令（ユニット形エアコンディショナ）（案） の第十条（原材料等の使用の合理化）に、「ユニット形エアコンディショナに係る原材料等の使用の合理化を行う」との記載があるが、省エネを議論する会議体である、エアコンディショナー及び電気温水機器判断基準ワーキンググループで決定された、2027 年から適用されるトップランナー目標値は、機器の大型化や銅などの材料の投入量増加が指摘されつつも決定された値が採択されている。資源エネルギー庁も経産省所管の組織である事を考えると、同一の組織から真逆の指示が出される事になる。省令には一貫性を求めたい。	本省令案は「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき使用済物品等の発生の抑制のための取組を図るものとして定めるものであり、省エネ基準（告示）は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づき省エネ性能の向上を図るためのもので、それぞれの法律の趣旨・目的により定められているところになります。 なお、本省令案に省エネ性能の向上を阻害する意図はなく、省エネ性能を向上させるユニット形エアコンディショナを新たに設計する場合、コスト面等の観点から、無駄に原材料等を投入するような設計がされるということは考え難く、使用する原材料等についての合理化は当然になされるものと考えております。
2	判断基準省令の一部改正省令（ユニット形エアコンディショナ）（案） の第十条において、「ユニット形エアコンディショナに係る原材料等の使用の合理化を行う」対象を、製造事業者のみならず、修理事業者、賃貸事業者にも適用範囲を拡大する内容となった。これにより、ユニット形エアコンディショナに関わる全ての事業者は「原材料等の使用の合理化を行う」必要がある。しかし、省エネ法・トップランナー制度において、2027 年度から家庭用エアコンディショナに適用される新しい目標基準値は、機器の大型化や、銅・アルミ・鉄などの原材料の投入量増加を招くことが確実視されている。資源エネルギー庁は、機器の大型化等による機器コスト増を、省エネ性能向上による消費電力量低下、すなわち電気代削減により、製品寿命の間に回収可能と見て、2027 年度トップランナー目標値を告示通り施行する予定である。 したがって、本省令により、経済産業省傘下の資源循環経済課と、同省傘下の資源エネルギー庁から、家庭用エアコンディショナに関わる事業者に対し、原材料使用に関して真逆の指示が出される事態になる。この事態は、事業者に対して混乱を与えうるのではないかと危惧する。 日本国のエアコンディショナに関する GX 戦略が誰にでも理解し実行できるよう、一貫性のある省令を求める。	
3	各改正対象のそれぞれの新設される第十三条中「第十条から前条までに規定する」とあるのは「前三条に規定する」とするのが適切ではないか。	御意見を踏まえ、修正いたします。
4	１．ユニット形エアコンディショナ、電気冷蔵庫、電気洗濯機共通 ①「個人情報を記録することができるユニット形エアコンディショナの場合には、当該個人情報に係る削除等の取扱いに関すること。」の追加。	・１．①及び③について、個人情報が「製品」に記録されることを想定したものであり、原案のままとさせていただきます。

	（理由）近年、ユニット形エアコンディショナにおいても、WiFi 接続され、クラウド上に個人情報が保存され、使用状況の把握や分析を行い、スマホを介して遠隔操作や遠隔監視ができるものが増えております。テレビ受像機と同様に、ユニット形エアコンディショナにおいても、依頼者に対して事項を明らかにする必要があると考えます。特にリセールのために修理を行う場合は個人情報削除やリセットの確認が必要と考えます。 ②「中古品販売のために修理を行う場合は、電気用品安全法や製造物責任法などの関連法令の対応に関すること」の追加。 （理由）商品を長く使い続けるために、中古家電を修理して販売するリセール事業が今後増えてくるものと思われます。ただし消費者の支持を受けるためには安全を担保する事が最重要です。これまで日本の家電の安全は電気用品安全法で守られてきましたが、中古品を修理してリセールする、所謂リマニュファクチャリング（新たな製造行為）に該当する場合は、リセール後に想定される使用期間中に製品が安全に使用されることを担保する必要があり、電気用品安全法の順守が必要です。また、消費者の生命・身体・財産を守るために製造物責任法などの関連法令の順守が必要と考えます。 ③「賃貸終了後のユニット形エアコンディショナの取り扱い（当該ユニット形エアコンディショナが個人情報を記録することができる場合には、当該個人情報に係る削除等の取扱いを含む）に関すること。」 （理由）近年、ユニット形エアコンディショナにおいても、WiFi 接続され、クラウド上に個人情報が保存され、使用状況の把握や分析を行い、スマホを介して遠隔操作や遠隔監視ができるものが増えております。テレビ受像機と同様に、ユニット形エアコンディショナにおいても、依頼者に対して事項を明らかにする必要があると考えます。特に再リース等を行う場合は個人情報削除やリセットの確認が必要と考えます。 ２．テレビ受像機 ・「中古品販売のために修理を行う場合は、電気用品安全法や製造物責任法などの関連法令の対応に関すること」の追加 （理由）上記１．②と同じ。	・１．②及び２．について、同様の趣旨にて「健全性等の確保」として情報の提供を求めているところになります。なお、関係法令を遵守することは、製造事業者等も同様であるほか、省令における基準として定めるまでもなく当然なところですので、原案のままとさせていただきます。

【別紙２】意見募集を実施した際の省令（案）からの修正

下記の各省令について、意見募集を実施した際の各省令（案）からの修正箇所は、下記のとおりです。

①ユニット形エアコンディショナの製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

②テレビ受像機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

③電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

④電気洗濯機の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

	該当省令	修正箇所	修正内容	備考
1	①	改正後欄第 10 条	「、ユニット形エアコンディショナに係る使用済物品等の発生の抑制のため」の重複を修正。	技術的修正
2	②	改正後欄第 10 条	「、テレビ受像機に係る使用済物品等の発生の抑制のため」の重複を修正。	技術的修正
3	②	改正後欄第 29 条第１項第４号	「当該個人情報に係る削除等」について、明確化のために「当該個人情報の削除等」と修正。	技術的修正
4	②	改正後欄第 30 条	「第読み替えるものとする。」となっていたため、「第」を削除。	技術的修正
5	各共通	改正後欄第 13 条	「前三条に規定する取組」とすべきところ、「第十条から前条までに規定する取組」となっていたため修正。	技術的修正
6	各共通	改正後欄第 20 条	「～に規定する取組について、あらかじめ・・・」とすべきところ、「～に規定する取組についてあらかじめ・・・」となっていたため修正。	技術的修正
7	各共通	改正後欄第 26 条	「修理に係る安全性を確保するものとする。」とすべきところ、「修理に係る安全性の確保するものとする。」となっていたため修正。	技術的修正
8	各共通	改正後欄第 30 条	「第二十三条から第二十六条まで」とすべきところ、「第二十三条、第二十四条、第二十六条」となっていたため修正。	技術的修正